

政府が 2020 年 4 月 7 日に発令した新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言を受け、発令期間中の当事務所の就業体制を次のとおりといたします。

- 1、当事務所の就業時間を、午前 9 時から午後 5 時までとします。  
但し就業時間外であってもメール及び携帯電話に対するご連絡はご遠慮なくお願いいたします。
- 2、会議は原則として電話会議または WEB 会議等、非対面をお願いいたします。

暫くの間、皆様にはご不便をお掛け致しますが、宜しくご理解の程、お願い申し上げます。

一刻も早く、コロナウイルス問題を克服できるよう頑張りましょう！